

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

AGPグループは、技術力を極め、環境社会に貢献します。

- ・環境に優しく、安全で豊かな社会の実現に貢献します
- ・お客様に選ばれる技術・サービスを誠実に提供し企業価値を高めます
- ・燃える挑戦心を持った社員とともに成長します

という、グループの企業理念のもと、

AGPグループは、高い技術力と環境社会への貢献によって、空港インフラ機能を担う信頼される企業になるとともに、空港の安全を守るために培われた技術を日本中の街へ、さらには海外へとお届けします。

これにより、

- ・売上200億円、営業利益率10%以上を安定的に達成できる企業になります
 - ・空港外の売上比率3割以上を目指します
 - ・エコ・エアポートの実現を通してGPU利用を促進することにより、主要空港のCO2排出量を13.5万トン削減し、地球の温暖化防止に貢献します
- といった長期ビジョン2025の骨子に基づきグループ戦略を展開しており、グループ全体の経営の健全性の確保と効率性の向上に努めております。併せて当社グループはコンプライアンスを日常の啓蒙活動に取込み、役職員一同が取り組むべき基本的な活動として重視しています。

また、法令の遵守、環境保全、株主との関係等を重視し周知する機会を設けることで実効性を確保しています。

さらに、当社が支配株主との取引を検討する場合、少数株主である投資家の利益を損なうことのないよう、取引の必要性、適正価格等について取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行います。

2. コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本航空株式会社	4,651,000	33.34
三菱商事株式会社	3,740,000	26.81
ANAホールディングス株式会社	2,793,000	20.02
エージービー社員持株会	307,400	2.20
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	261,800	1.87
SICAV ESSOR JAPON OPPORT UNITES	182,900	1.31
STIFEL, NICHOLAUS + COMPANY, INCORPORATED SEG EBOC	139,500	1.00
栗原工業株式会社	86,000	0.61
MSIP CLIENT SECURITIES	81,400	0.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	73,800	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

日本航空株式会社は、当社の総株主の議決権の33.34%を所有、三菱商事株式会社は同じく 26.81%、ANAホールディングス株式会社は20.02%を所有するその他の関係会社であります。

なお、日本航空株式会社ならびにANAホールディングス株式会社の子会社であります全日本空輸株式会社とは取引関係にあり、また、経営情報の交換等を目的として、社外監査役1名を招聘しております。さらに、技術情報の交換や相互協力のため若干名を出向者として受け入れておりますが、事業運営は独自に展開していることから、独立性は保たれていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木かをり	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木かをり	○	――	識見に優れ、高い倫理観を有しており、コミュニケーション・コンサルティング会社の経営者として幅広く活躍され、豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として招聘しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役の求めに応じて必要な報告が行われ、随時意見交換等を行っております。2018年3月期において業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員 業務執行社員)は、吉田英志氏および福田慶久氏の2名であり、それぞれ新日本有限責任監査法人に所属しております。また、内部監査部門である総合監査室は、監査役の求めに応じて必要な報告が行われ、随時意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米谷 宏行	他の会社の出身者							○						
青木 俊哉	他の会社の出身者								○					

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米谷 宏行		その他の関係会社の子会社であり、主要な取引先 全日本空輸株式会社整備センター副センター長(兼)業務推進部長	社外での実績や豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくために適任と判断し招聘しております。
青木 俊哉		その他の関係会社 三菱商事株式会社都市インフラ事業部長	社外での実績や豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくために適任と判断し招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

期初に前期の会社業績を踏まえつつ、業務執行の実績等を考慮し、株主総会で決議された支払限度額の範囲内で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬：取締役に支払った報酬は123百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

期初に前期の会社業績を踏まえつつ、業務執行の実績等を考慮し、株主総会で決議された支給限度額の範囲内で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務に係る補佐として本社総務部が担当し、それぞれの求めに応じて必要な資料の作成等を行い、また、会議資料の事前配付などを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山口 栄一	会長	当社の各事業を推進するための対外的な活動の補佐	常勤・報酬有	2018/06/22	あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は情報の共有化や活発な意見交換を行い、取締役会に付議する事項などを検討および決定する目的で、社長ならびに経営組織の担当取締役等常勤役員、執行役員および本社部長が出席する「経営会議」を定期的に毎月3回開催しております。

また、業務執行機関に関する重要事項、全社の方向性や目標、資源配分の決定などの経営機能、さらに、それらの行動を監視・チェックするボード機能の観点から、毎月1回定例の取締役会を開催しており、社外取締役1名のほか、社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、活発な議論がなされております。

なお、当社は監査役制度を採用しております。各監査役は取締役会に出席するのは勿論、常勤監査役は経営会議にも常任メンバーとして出席し、また各取締役から随時業務の報告を受けるなど取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっております。

独立役員として、社外取締役1名を選任し、取締役会において、独立かつ客観的な立場から発言するなど、実効性の高い監督体制の確保に

努めています。

この他に社長直属の総合監査室を設置しており、提出日現在4名を配置し、必要な内部監査を定期的を実施し、監査結果を監査役へも報告しております。

このような内部監査の仕組みとともに、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を起用し適正な会計監査を受けており、監査役との意見交換を行っております。また、顧問弁護士からも適宜、法律面からの助言もいただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

提出日現在、監査役会設置会社として、取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等を行い、経営の公正性および透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。

また、提出日現在社外取締役は1名であります。独立かつ客観的な立場から発言するなど、実効性の高い監督体制の確保に努めています。社外監査役につきましては2名であります。当社の意思決定及び業務執行の監視に対し、幅広い視野を持った第三者の立場から適時適切なアドバイスを得るとともに社外監査役による客観的・中立的監視のもと経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

なお、独立役員として、社外取締役1名を選任し、取締役会において、独立かつ客観的な立場から発言するなど、実効性の高い監督体制の確保に努めています。社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針はないものの、選任にあたっては、上記記載のとおり、社外での実績や豊富な経験などから十分な見識を有する方々を招聘することを基本としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様が参加できるよう、集中日の1週前の開催を原則としております。
その他	株主総会の活性化および議決権行使の円滑化を図るため、当社ウェブサイトへ招集通知の発送前開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算終了後に決算説明会を開催し、事業環境や業績等について代表取締役社長よりご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	最新の株価や、決算短信、有価証券報告書(含む四半期報告書)、IRハンドブック、決算説明会資料および適時開示資料をタイムリーに掲載しております。また、決算説明会については、その模様を動画にて配信し、半年間自由に視聴できるようにしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、業務本部経営企画・財務部を設置し、外部からの問い合わせ対応のほか、開示資料の作成・発表等を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が営む動力事業によって、空港における二酸化炭素の排出や航空燃料の削減ならびに騒音が低減されるなど、空港環境の改善に大きく貢献しております。これらは、当社ウェブサイトにて紹介している他、各空港会社や航空会社が種々活動を展開し、各社より発行されます「CSR報告書」、「環境報告書」およびウェブサイトならびに定期航空協会ウェブサイト等により公開されております。
その他	当社グループにおける事業そのものの特殊性から従業員数に占める女性比率が5%未満と少ない状況下にあります。 なお、昇格においては、性別に関係なく実力や成果に応じた評価を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業理念のもとに、内部統制システムを整備することが経営上の重要な事項と考えています。すなわち会社法第362条第5項および同条第4項第6号に基づき、当社グループの内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条第1項および同条第3項の定める同システムの体制整備に必要とされる各事項に関し、以下のとおり大綱を定めるものであります。内部統制システムについては、不断の見直しによってその改善を図り、法令の遵守はもちろんのこと、業務の一層の適正性・効率性等を実現する企業体制を作ることにより、当社グループの企業価値向上につなげてまいります。具体的には、社員のコンプライアンスに対する意識の徹底とそれに基づく行動を定着させるため、「AGPグループ企業理念」を全社員に周知させ、階層別教育等をととして徹底を図っております。さらに、毎年10月をコンプライアンス月間と定め、コンプライアンスに対して積極的な意識向上に努めております。また、平成18年5月に制定した「内部統制システムの基本方針」を見直し、平成21年3月には“財務報告の信頼性を確保するための体制について、反社会的勢力に向けた基本的な考え、反社会的勢力排除に向けた整備状況”の項目を追加し内部統制に関する体制を強化し、平成27年4月には、監査を支える体制等についての充実を図りました。今後とも 当社グループの役員および社員全員が、日々の業務活動をつうじ、本方針の実現に努めてまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役は法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務執行を行います。
- (2) 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、取締役から適宜状況報告を受けます。
- (3) 社外での実績や豊富な経験等を有する取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

職務の執行に係る文書その他の情報(会議資料、議事録・稟議書等)は、文書管理規則およびそれに関連する各管理規定に従い適切に保存・管理します。

3. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

- (1) 経営に重大な影響を及ぼすリスク(企業リスク・業務に関するリスク・安全に係るリスク等)を十分に認識した上で、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行します。
- (2) リスク管理の実効性を確保するため、内部監査部門が内部統制の子会社を含む全社的整備状況の監査を行い、リスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等の有効性を検証します。
- (3) 緊急事態発生時の通報経路および役員責任体制を定め、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに、防止策を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 取締役の職務を明確にし、職務権限規則、業務分掌規則に基づき職務を適正に執行します。
- (2) 組織の透明性、業務簡素化に関する各種施策ならびにITの適切な利用等をつうじて業務の効率化を推進します。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 法令・定款の遵守を徹底するため、各種規定の整備および必要規定を制定し共有化を図るとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度その他必要な報告体制を構築します。
- (2) AGPグループ企業理念に基づき、経営トップ以下、当社グループ全体に規範の浸透を図ることにより、健全な企業行動を実践します。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制について

- (1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
- (2) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行い、主管部署および監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときにはその対策を講ずるものとします。
- (3) 監査役は、独立の立場から財務報告の適正性とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証します。

7. 当社グループにおける業務の適正を確保する体制について

- (1) 当社は、関係会社管理規則に基づき、各子会社の重要な事項について報告を行うことを義務付けるとともに、子会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス、経営効率化、迅速な決算情報の収集・開示等を実現するための体制を構築します。
- (2) 当社と子会社との間における、不適切な取引または会計処理を防止するため内部監査部門は子会社の内部監査部署、またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行い、業務の適正確保に努めます。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項ならびに取締役からの独立性に関する事項について

- (1) 監査役の職務を補助する使用人の配置を求められた場合は、必要な処置を行います。
- (2) 8.(1)の使用人の人事については、監査役会の同意の下に行います。
- (3) 8.(1)の使用人は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けこれを実施します。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項について、適時・適切に報告します。
- (2) 内部監査部門が実施した監査結果については、監査役に供覧します。
- (3) 当社グループは、上記の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる前払い費用等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに処理します。

11. その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

会計監査人、取締役、使用人、子会社取締役・監査役等は、監査役の求めに応じ必要な報告を行うとともに、随時意見交換を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力と取引を行わない、不当な要求には応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを、職制で指導するとともに内部通報制度を整備しております。

(2) 所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう務めております。またこれらの勢力に対する対応は総務部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

(1) 適時開示の基本姿勢

当社は、投資家の皆さまが適切な投資判断を行う上で重要な会社情報を開示するにあたり、証券取引に関連する各法令および適時開示規則を遵守するとともに、内部情報の管理、公表について規定する「インサイダー取引防止規則」を制定し、適時適切な会社情報の開示に努めております。また、アナリスト向け決算説明会の模様を株主の皆さまや投資家の方々にもご覧頂けるよう当社ウェブサイトで配信するなど、積極的な情報提供を行っております。

なお、外部講師を招きインサイダー取引防止に関する勉強会なども実施しております。

(2) 適時開示に係わる社内体制等の状況

会社情報は、業務本部経営企画・財務部が各部門との情報の一元化および共有化を図るとともに、全ての情報は情報開示担当役員に報告される体制をとっております。

また、重要な決定事実および決算情報は、経営会議ならびに取締役会で承認ののちに、発生事実につきましては代表取締役が承認ののちに、速やかに情報開示担当役員が適切に開示を行っております。

なお、各監査役は、取締役会に出席、常勤監査役においては、経営会議の常任メンバーとして出席する等、適時開示体制が適正に機能しているか監査を実施しております。

・情報開示担当部署：業務本部経営企画・財務部（情報開示責任者：業務本部担当役員）

・情報管理担当部署：業務本部経営企画・財務部（情報管理責任者：業務本部担当役員）

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンスについての模式図

